

本年3月より国民年金第3号被保険者の届出に関する取扱いが変更になります

日本年金機構では、平成30年3月よりマイナンバーによる届出を開始し、マイナンバーを利用して地方公共団体情報システム機構から住民票の異動情報を取得することになります。

このため、共済組合において代行している国民年金第3号被保険者（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者）の届出に関する取扱いが以下のとおり変更になります。

1 住所変更、氏名変更及び死亡に関する届出が不要になります

平成30年3月以降は、日本年金機構が地方公共団体情報システム機構から定期的に住民票の異動情報を取得して、住所変更、氏名変更及び死亡喪失の処理を行います。

ただし、海外居住者等のマイナンバーが指定されていない者については、引き続き基礎年金番号により届出を行うこととなります。

2 国民年金第3号被保険者関係届の様式が変更になります

平成30年3月以降は、マイナンバーに対応した新様式を使用することとなります。

新様式では、現様式にある基礎年金番号の記載欄が、個人番号（又は基礎年金番号）の記載欄に変更となります。